

令和5年 第1回定例会

あ
ら
ま
し

◆第1回（3月）定例会は、2月24日から3月23日までの28日間にわたり開催され、令和5年度予算をはじめ、人事案件、条例の制定や改正、補正予算など27件が市長から、条例の制定について1件の議案が議員から提出されました。議案は、審査の結果、いずれも原案のとおり、可決・承認されました。また、一般質問では10名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

令和5年度 施政方針及び提案理由の説明（一部抜粋）

第1回（3月）定例会

本市では、少子化、高齢化の進行と人口減少による過疎化により、地域の活力やコミュニティの維持が問題となっていますが、まずは、その時点で考え得る最善の政策にチャレンジし、上手くいかなければ機動的かつ柔軟に修正していくアジャイル型で課題にアプローチしていく必要があります。

そこで、令和5年度は、過疎からの脱却策の一つとして、国が進めるこども政策の強化に伴い、きめの細かい子育て施策により、経済的支援はもとより、全ての子育て家庭を対象としたサービスの充実の検討を進め、支援を求めている子どもや子育て家庭に支援をしっかりと届けることができるような環境を進めてまいりたいと考えています。また、子育て施策だけでなく、多様な人たちが活躍できるダイバーシティを推進することで、地域の課題を創造的に解決し、ヒト・モノ・カネ・情報の新しい循環を生み出していきたいとも考えています。



第1回定例会の経過

※議案の内容は次のページから

2月24日(金)【議会運営委員会】

【本会議】開会

会期の決定、諸般の報告、

議案の上程、提案理由の説明

28日(火)【本会議】一般質問

3月2日(木)【本会議】一般質問

3日(金)【本会議】一般質問

6日(月)【本会議】諸般の報告、質疑、討論、採決、
議案質疑、委員会付託

(特別委員会設置、委員の選任)

【予算特別委員会】(正副委員長互選)

7日(火)【総務委員会】付託案件の審査

8日(水)【教育厚生委員会】付託案件の審査

9日(木)【経済建設委員会】付託案件の審査

10日(金)【予算特別委員会】付託案件の審査

14日(火)【予算特別委員会】付託案件の審査

15日(水)【予算特別委員会】付託案件の審査

16日(木)【予算特別委員会】付託案件の審査

23日(木)【議会運営委員会】

【本会議】委員長報告

質疑、討論、採決

追加日程

閉会中の所管事務調査

閉会

▼定例会の
様子は
こちらから



総務委員会

行方市個人情報保護法施行条例の制定について

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、令和5年4月1日から国及び地方公共団体の個人情報保護制度が一元化され、新法の規定が適用されることから、現行の条例を廃止するとともに、新法の施行に関し必要な事項について定めるもの

Q 条例制定後の選挙人名簿の取扱い及び罰則規定は

A 選挙人名簿については、個人情報に該当します。個人情報は厳格に管理しながら、個人と特定されない情報は活用していくということ、国の方では考えています。新法において、全国共通のルールを定め、地域の特性に応じて保護水準を下げないことを条件とし、条例で独自の措置を講じることも可能としています。罰則については、法において規定されています。

行方市個人情報保護審査会条例の制定について

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により令和5年4月1日から新法の規定が地方公共団体にも適用されることに伴い、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、行方市個人情報保護審査会を設置するもの

Q 審査会委員の人数は

A 定員は5名以内ということで、現在は3名の方（弁護士、税理士、元教員）にお願いしています。

▼行方市情報公開審査会条例及び行方市債権管理条例の一部を改正する条例について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により、現行の条例を廃止し新たに行方市個人情報保護法施行条例を制定することに伴い、現行の行方市個人情報の保護に関する条例を引用する条例において所要の改正を行うもの

行方市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等において、継続的に安定した事業の運営を図るため、指定管理者の地位の承継に係る規定を定めるもの

Q 指定管理者の指定を受けた団体における合併、分割等の事例の有無は

A 指定管理制度が始まり約10年が経過しますが、本市としてはそのような事例はありません。

行方市交流宿泊施設条例の制定について

市民の憩いの場やレクリエーションの創出及び交流人口の拡大を図り地域活性化に資するとともに、必要に応じて災害や感染症の拡大防止などの対策において活用することを目的に行方市交流宿泊施設を設置し、指定管理者により管理及び運営を行うもの

（次ページに続く）

Q 利用料金の設定の経緯は

A 料金の設定については、今後の運営や指定管理者による運営管理になりますが、近隣のホテル並びにムービングハウス等を行っている市町村を参考に料金設定しており、あくまでも上限の金額ということになっていきます。

▼公の施設の広域利用に関する協議について

石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び茨城町との間において、公の施設の広域利用に関し協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、提案するもの



行方市立図書館

教育厚生委員会

Q **A** 行方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの

Q 改正の内容について

A 今回、新たに児童の安全確保ということが、条例に追加されたものです。



Q **A** 行方市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの

Q 医療機関によって、出産費用に違いがある理由は

A 費用が高い、安いという部分については、自然分娩の場合は医療行為外となるため、診療報酬とは関係なく、医療機関の判断で費用が設定されます。また、帝王切開での分娩の場合は医療行為が発生するため、保険が適用されます。診療報酬の単価は決まっているため、保険内費用は明確となります。

Q **A** 行方市誕生祝金支給条例の制定について

次代を担う子の誕生を祝福し、子育て家庭を支援するため、新たに誕生祝金を支給することとするもの

Q 本市における令和4年の出生数は

A 令和4年1月から12月までの出生数は、常住人口で114人です。

Q A

行方市スクールバス運行に関する条例の一部を改正する条例について

行方市スクールバスの利用料の公会計化に伴い、所要の改正を行うもの

Q 今回の改正により、減免規定や利用料金の納入方法に変更はあるか

A 今回の改正による変更はありません。

Q A

行方市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

行方市社会体育施設として榎本スポーツ交流センターを設置し、当該施設に係る使用料の額を定めるもの

Q 利用条件は団体利用のみとされているが、利用が想定される団体はあるか。また、広域利用の対象となるか

A 玉造工業高校ウエートリフティング部、なめがたふれあいスポーツクラブのウエートリフティング教室が利用を予定しています。スポーツのほか、シルバリーハビリ体操教室など、市民の健康づくりにおける住民交流の場にも利用していきたいと考えています。併せて、この施設は広域利用の対象となるので、今後利用の可能性も広がります。

経済建設委員会

▼行方市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

道路法（昭和27年法律第180号）第30条第1項及び第2項の規定による道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部が改正されたことに伴い、道路構造令の基準を参酌して定める条例の改正を行うもの

Q A

行方市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）が改正されたことから、同省令の基準を参酌して定める条例の改正を行うもの

Q 本市のバス停も、今後この基準に合わせて変更していくのか

A 規格の大きな道路で、なおかつ確実にバスの停留所になると決定した場所については、施工していきたいと考えています。

▼行方市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について

道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項の規定による道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の一部が改正されたことに伴い、同命令の規定を参酌して定める条例の改正を行うもの

▼行方市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正により、題名の改称及び規定の新設がされたことに伴う条すれ等が生じるため、同法を引用する条例において所要の改正を行うもの

Q A

行方市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）により、民法（明治29年法律第89号）において相邻関係に係るライフライン設備の設置・使用権の規定が設けられたことに伴い、当該規定が適用される場合は給水装置新設等に係る申込みの際に利害関係人の同意を不要とするもの

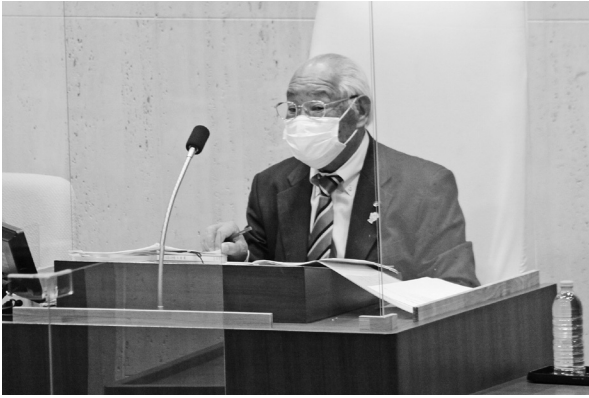
Q 給水管を宅内に引き込む際の個人負担について

A 本管から新たに給水を取り出す場合、その給水取り出しは個人負担となります。

予算特別委員会

あらまし

提出された各会計の補正予算、令和5年度の一般会計予算、各特別会計予算及び事業会計予算については、予算特別委員会で審議されました。
市政全般にわたって多くの質疑がありましたので、その審査経過を掲載いたします。



予算特別委員会 大原 功坪 委員長

一般会計は178億8,000万円 【前年度比4.6%増】

予算編成の概要

令和5年度の一般会計予算については、社会保障関係費の増大への対応、公共施設等の老朽化への対応等、全国的な課題に対応しつつ、本市の重点課題である通学路や高速道路アクセス道路などの幹線道路整備、学校跡地構造物の撤去等について、引き続き、合併特例債を活用しながら推進するとともに、大規模な公共構造物の整備更新費用、自治体 DX 関連経費の増加及び原油価格・物価高騰に伴う燃料費、光熱水費などの経常経費の増加による予算の確保を行いました。

歳入

	区分	本年度予算額	前年度比(%)
自主財源 (35.4%)	市税	39億 3,355万 3千円	△ 1.8
	繰入金	12億 2,726万 3千円	70.9
	諸収入	3億 4,027万 5千円	4.5
	繰越金	2億円	0.0
	寄附金	4億 50万 1千円	166.1
	使用料・手数料	1億 2,456万 4千円	△ 1.6
	財産収入	7,329万 4千円	1.3
	分担金・負担金	2,992万 4千円	△ 9.0
依存財源 (64.6%)	地方交付税	56億 2,000万円	1.8
	国庫支出金	21億 9,935万 1千円	11.9
	市債	11億 9,310万円	△ 23.6
	県支出金	12億 7,947万 5千円	7.7
	譲与税・交付金	12億 5,870万円	2.8

歳出

	区分	本年度予算額	前年度比(%)
民生費	51億 5,961万 7千円	2.3	
総務費	34億 2,075万円	14.4	
公債費	19億 1,960万 5千円	△ 4.6	
土木費	18億 4,814万 7千円	△ 1.3	
教育費	21億 9,885万 6千円	22.8	
衛生費	13億 1,678万 4千円	△ 11.5	
消防費	8億 4,979万 3千円	3.4	
農林水産業費	8億 732万 8千円	14.2	
商工費	1億 9,126万 4千円	△ 2.6	
議会費	1億 5,784万 9千円	0.8	
災害復旧費	6千円	0	
諸支出金	1千円	0	
予備費	1,000万円	0	

令和5年度の各予算

会計名	令和5年度	令和4年度	前年度比 (%)
一般会計	178 億 8,000 万円	170 億 9,000 万円	4.6
国民健康保険特別会計	47 億 7,600 万円	47 億 6,300 万円	0.3
介護保険特別会計	38 億 4,720 万円	39 億 8,140 万円	△ 3.4
後期高齢者医療特別会計	4 億 5,700 万円	4 億 2,500 万円	7.5
水道事業会計	16 億 1,936 万 5 千円	14 億 8,845 万 3 千円	8.8
下水道事業会計	16 億 6,438 万 5 千円	14 億 5,684 万 3 千円	14.2
合計	302 億 4,395 万円	292 億 469 万 6 千円	3.6

予算編成の審査

Q 消防団員運転免許取得補助金の内容は

A 運転免許制度が改正になり、内容がより細分化されたことにより、これまで所
持していた免許ではタンク車等に乗れない
団員が出てきました。そのような団員
のために、オートマ限定解除、準中型、
中型取得のための費用の補助を行うもの
です。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

Q 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
の事業内容は

A 虹の塔周辺に小型の遊具を10基程度設
置する予定。市民へのアンケートの結果
によるもの。市内において遊ぶ場所が少
なく、ふれあいランド内に遊具が欲しい
という意見が多くあり、長期契約継続と
は別に予算化し、設置する必要性がある
と考えています。

各委員会への付託が省略された議案

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は11ページをご参照ください。

▼専決処分の報告について

損害賠償の額を定め、和解することについて（1件）

▼人権擁護委員候補者の推薦について

池畠 正夫（浜）

池畠氏を候補者として推薦することについて、適任であると答申しました。
任期は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間です。

議員発議

▼行方市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、令和5年4月1日から国及び地方公共団体の個人情報保護制度が一元化され個人情報の保護に関する法律の規定が適用されるが、地方公共団体の議会は、個人情報の保護に関する法律の適用対象から除外されることから、引き続き個人情報保護の適正な取扱いを確保するため、行方市議会の個人情報保護に関する条例を制定するもの

～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

(表紙例)

〇〇〇に関する 請願（陳情）書	
紹介議員 署名又は 記名押印	印

(内容例)

〇〇〇に関する請願 (陳情)	
1. 要旨 2. 理由	
令和 年 月 日 請願（陳情）者の住所 署名又は 記名押印	印 殿
行方市議会議長	

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、請願（陳情）者の住所、署名又は記名押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名又は記名押印が必要です。
- ※ 紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。
- ※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

本会議において 賛否が分かれた議案

議案
第5号

行方市交流宿泊施設条例の制定について

可決

反対討論

なるべく多くの人に利用してもらおうという観点からも利用料金が高いと感じる。金額の設定を再度考えるべきである。

賛成討論

施設の運営については、地域住民や来訪者のニーズの多様化が求められている。公的機関では難しいサービスでも、民間企業であれば、その経験やノウハウを生かして効率的に運営できると思う。

反対討論

利用料金の上限額を定めるのではなく、多くの人が利用できるような金額設定をすべきである。

賛成討論

示されている金額はあくまでも上限であり、管理者がその範囲内で利用料金を決めていくものである。民間企業の営業による努力により、季節やその時々で金額に幅を持たせ、上限より安く設定することもできる。

反対討論

元来ムービングハウスは移動式の住宅であり、使用目的があつて市の負担で建設し、運営は全て民間企業に委託すること。市民の税金の使い方としては疑義があるため反対せざるを得ない。

賛成討論

これは、あくまでも利用料金の上限を設定した条例案であり、上限を設定することによって、それ以下に設定することも可能である。市が運営に携われば利用料金を非常に安く設定することもできるが、一方で、同業者へ民業の圧迫を与えてしまつてはいけない。きちんと上限を定め、その範囲で運営していくことは、理にかなつたことである。

反対討論

条例で利用料金を縛るといふのは、民間企業に委託するという前提の中で、料金設定の自由度がない。やはりこれは「別に定める」ということで、委託された方が料金を設定して、事業に成功して市に還元していただくような制度が良いのではないか。

議案
第14号

行方市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

可決

賛成討論

市民の健康づくりの機会、コミュニティを図る場として大事な交流センターになると思う。また、広域利用対象の施設でもあるため、近隣自治体の団体との交流も図れる。この施設がもっと利用価値のある交流センターになるよう願っている。

反対討論

榎本農村集落センターは古く、耐震性の調査がされていないとのことで心配である。利用が想定される団体が限られ、利用料金が減免対象となるため、ほとんど市に使用料が入らない。また、予算は議決したものの、委員会で審査前にも関わらず、報道関係者への施設の公開は、議会軽視も甚だしい。執行部は配慮すべきであった。そして「行方市経営戦略」「総合戦略実施計画」「公共施設再編に向けた展開プログラム」の中では、公共施設は計画を立て、順次廃止していくことが最大の使命。このまま公共施設を継続していけば、本市にとって今後の足かせになってしまふ。内容を精査し、次回に提案していただきたい。

※委員会での採決の結果が否決となつたため、討論は賛成討論から行いました

(次ページに続く)

本会議において 賛否が分かれた議案



賛成討論

こちらはすでに施設として完成しており、この条例改正により活用できる段階である。確かに利用が制限された上での料金設定に関して疑義はあるが、すでに完成を見た施設を活用するための条例については賛成。



反対討論

常任委員会に付託され、責任を持って審査された結果が否決と出ている。それが本会議で覆されるとなると、何のために常任委員会があるのか。私は常任委員会の結果を信用し、反対とする。

議案第21号

令和5年度行方市一般会計予算について



反対討論

霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業について疑義がある。17年先の税金の負担による市税の使い方として、次世代に対し無責任ではないか。遊具設置についても市が負担するなど市税から持ち出す話ではなく、PFIによる民間企業導入のメリットがない。法律的に、債務負担によるこれだけの事業変更はおかしく、財政規律違反ではないか。19億円の債務負担行為の承認における事業とは中身が全て変わってしまう。あまりにも無責任である。より慎重に、見直しを。



賛成討論

官民連携事業は全てを民間企業に任せるということではなく、行政と民間企業が手を取り合い連携していくものであり、市も責任を持って運営していくことが求められる。遊具設置の件については、子育て支援・社会資本の整備・過疎対策債を運営上必要なものであると考えられる。



反対討論

霞ヶ浦ふれあいランド内の遊具設置は、なぜ市が行うのか。PFIで債務負担行為により、19億円という大きいお金を投資するような状況なのだから、市が行うものではなく、維持管理を委託した会社が行って市に寄附するべきである。



賛成討論

キリン主体の動物園ではなく、屋内での小動物との触れ合いがメインの施設である。また、水の科学館のリニューアルだけでなく、約19億円かかるのではなく、高須崎公園の芝生や虹の塔なども含め、全体の維持管理を委託する内容となっている。遊具設置についても、水の科学館のリニューアルと同時期に進行する形なので混同してしまうが、リニューアルとは別のものである。論点を整理して考えていかななくてはならない。

議案賛否結果一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた議案と賛否結果	1 中城かおり	2 伊勢山仙寿	3 高野市郎	4 阿部孝太郎	5 藤崎仙一郎	6 小野瀬忠利	7 栗原繁	8 土子浩正	9 貝塚俊幸	10 鈴木裕	11 宮内守	12 高橋正信	13 小林久	14 高木正	15 大原功坪	17 高柳孫市郎	18 岡田晴雄	賛否結果
議案第5号	○	×	×	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	■	可決
議案第14号	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	■	可決
議案第21号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	■	可決

※賛成者を起立させ、表決を行いました。

※議長は通常、表決に加わりません。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です（棄権は退席を含みます）。

令和5年第1回行方市議会定例会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)	—	—
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	池畠氏を 適任であると答申	—
議案第1号	行方市個人情報保護法施行条例の制定について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第2号	行方市個人情報保護審査会条例の制定について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第3号	行方市情報公開審査会条例及び行方市債権管理条例の一部を 改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第4号	行方市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第5号	行方市交流宿泊施設条例の制定について	原案可決 (賛成多数)	総務委員会
議案第6号	行方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例等の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第7号	行方市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第8号	行方市誕生祝金支給条例の制定について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第9号	行方市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正す る条例について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第10号	行方市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第11号	行方市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改 正する条例について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第12号	行方市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第13号	行方市スクールバス運行に関する条例の一部を改正する条例 について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第14号	行方市社会体育施設条例の一部を改正する条例について	原案可決 (賛成多数)	教育厚生委員会
議案第15号	行方市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第16号	公の施設の広域利用に関する協議について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第21号	令和5年度行方市一般会計予算について	原案可決 (賛成多数)	予算特別委員会
議案第22号	令和5年度行方市国民健康保険特別会計予算について	原案可決 (全会一致)	予算特別委員会
議案第23号	令和5年度行方市介護保険特別会計予算について	原案可決 (全会一致)	予算特別委員会
議案第24号	令和5年度行方市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決 (全会一致)	予算特別委員会
議案第25号	令和5年度行方市水道事業会計予算について	原案可決 (全会一致)	予算特別委員会
議案第26号	令和5年度行方市下水道事業会計予算について	原案可決 (全会一致)	予算特別委員会

《議員提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
発議第1号	行方市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)	—

※ 色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

第1回（3月）定例会で補正された予算（令和4年度）

議案番号	補正額（総額）	主な内容	議決結果
報告第2号 一般会計(第9号)	8,411万円 増額 (192億5,478万4千円)	○専決処分の承認を求めることについて ・行方市ふるさと応援寄附金基金積立金 / 5,000万円 ・出産・子育て応援給付金 / 1,290万円 など	原案承認 (全会一致)
議案第17号 一般会計(第10号)	6,838万6千円 減額 (191億8,639万8千円)	・公共施設整備基金積立金 / 3,450万4千円 ・難視聴対策受信機器設置工事 / △1,200万円 ・障害者福祉サービス給付費 / 3,797万6千円 ・保育所運営委託料 / △3,500万円 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 / △2,195万2千円 ・市民まつり事業補助金 / △1,400万円 ・通学路整備事業 / 4,298万円 など	原案可決 (全会一致)
議案第18号 国民健康保険特別会計 (第2号)	2,483万円 増額 (47億8,566万1千円)	・一般被保険者医療給付費分負担金 / △5,142万2千円 ・行方市国民健康保険支払準備基金積立金 / 1億400万4千円 など	原案可決 (全会一致)
議案第19号 介護保険特別会計 (第3号)	4,416万1千円 減額 (40億2,541万2千円)	・介護サービス給付費負担金 / △1億46万9千円 ・特定入所者介護サービス費負担金 / △1,024万3千円 ・行方市介護給付費準備基金積立金 / 8,512万1千円 など	原案可決 (全会一致)
議案第20号 後期高齢者医療特別会計 (第1号)	1,172万5千円 増額 (4億3,672万5千円)	・後期高齢者医療広域連合納付金 / 1,172万5千円	原案可決 (全会一致)

※補正予算は予算特別委員会に付託されました。

本会議の内容を知りたい 「行方市議会 会議録検索システム」

本会議の内容は、なめがたエリアテレビや、インターネット録画中継でもご覧になれますが、会議の公式記録は会議録となります。会議録は、インターネットにて**全文を確認**できます。

市議会ホームページで「**会議録**」を選択してください。

